

総合計画の概要と市民会議の役割

1 総合計画とは

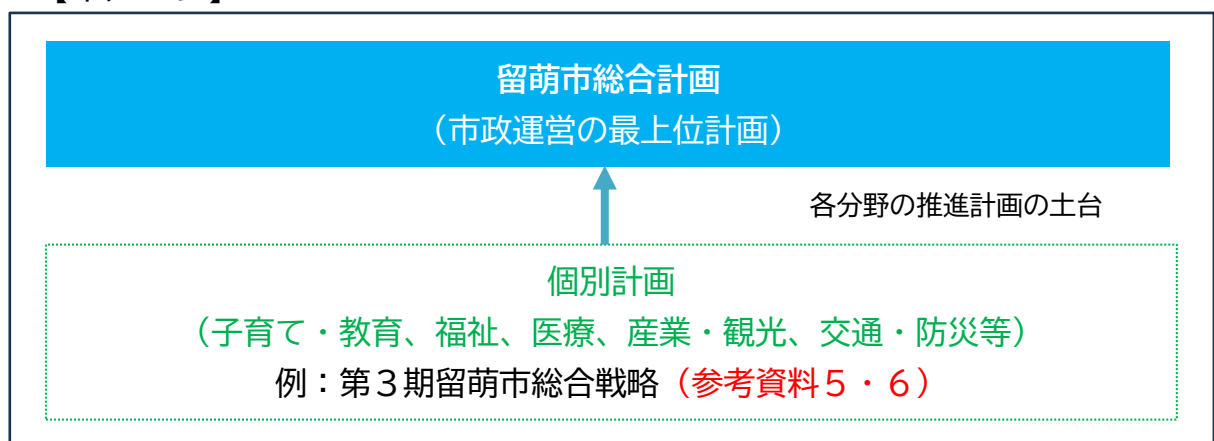
(1) 総合計画の位置づけ

総合計画とは、留萌市のすべての計画・施策・事業の土台となる「**市政運営の最上位の計画**」です。

留萌市がこれからの10年間でどのようなまちを目指すのか、その**将来像と実現に向けた方向性を示すもの**です。

各分野の個別計画（福祉・教育・産業・防災等）は、総合計画の方向性に沿って策定されます。

【イメージ】



(2) 総合計画の構成

総合計画は、次の**3つの区分**で構成されます。

区分	内容	性質	備考
基本構想 (10年)	まちの将来像、基本理念、まちづくりの大きな方向性	長期的、理念的	参考資料1
基本計画 (5年)	基本構想を実現するための政策・施策体系	中期的、政策的	参考資料2
実施計画 (3年)	具体的な事業、財源、年度別の取組	短期的、事業管理的	参考資料3

※基本構想・基本計画は、議会の議決事項です。実施計画は、行政内部の事業管理計画です。

(3) 現在の計画（第6次総合計画）について

留萌市では現在、「第6次総合計画」に基づいてまちづくりを進めています。

- ・計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）
- ・基本テーマ：『みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌』
- ・策定：平成28年（2016年）12月

この計画が令和8年度末をもって計画期間を終えることから、次の10年間を見据えた「第7次総合計画」の策定に取り組めます。

2 なぜ市民会議が必要なのか

総合計画は、市民の皆さんの暮らしに直結する計画です。

市役所内部だけで策定するのではなく、市民の生活実感や地域の課題・強みを計画に反映することが、実効性のある計画づくりにつながります。

第6次総合計画の策定においても、公募による市民会議委員が精力的な議論を重ね、計画づくりに大きく貢献いただきました。

第7次総合計画においても、この取組を継承し、市民の皆さんと行政が情報を共有しながら、協働で策定作業を進めるための場として、「留萌市総合計画策定市民会議」（以下「市民会議」といいます。）を設置しました。

市民会議は、市民の視点から留萌市の将来像や重点施策について議論を行い、その成果を市長に提言することを目的としています。

3 市民会議の役割【留萌市総合計画策定市民会議設置要綱（参考資料4）】

(1) 設置の目的（要綱第1条）

市民の皆さんと行政が情報を共有し、協働で第7次総合計画の策定作業を進めるため、市民会議を設置します。

(2) 市民会議の役割（要綱第2条）

総合計画の策定にあたり、目指すまちの姿やその実現に向けた方向性について、市民の視点から議論を行い、意見をとりまとめて市長に提言します。

(3) 委員の構成（要綱第3条）

- ① 定数：10名以内（市長が委嘱します。）
- ② 委員の構成にあたっては、性別、年代、職業、地域などに配慮します。
- ③ 報酬：無償（ボランティア）です。
- ④ 任期：第7次総合計画の策定をもって、市民会議は解散します。

(4) 役員（座長・副座長）（要綱第4条）

① 座長

委員の互選により決定します。市民会議を代表し、会務を総括します。

② 副座長

座長が指名し、委員の同意を得て決定します。座長を補佐し、座長が不在の場合はその職務を代理します。

(5) 会議の運営ルール（要綱第5条）

① 会議は原則として公開し、傍聴することができます。ただし、個人情報保護の観点等から非公開とすべき事項がある場合はこの限りでない。

② 委員相互の自由な発言を尊重し、発言の機会が公平になるよう配慮します。

③ 必要に応じて、専門家・市民団体・市職員等に出席や資料の提供を求めることができます。

④ 会議資料及び議事録（会議終了後 30 日以内）は、市のホームページで公開します。

⑤ 傍聴者が録音・撮影を行う場合は、座長の許可が必要です。

(6) 分科会（要綱第6条）

特定のテーマについて、より詳細な議論を行うため、必要に応じて分科会を設置することができます。分科会での議論の結果は、市民会議に報告します。

(7) 事務局（要綱第7条）

市民会議の事務局は、総務部政策調整課が担当します。

(8) 市の役割（要綱第8条）

① 会議に必要な情報を提供するとともに、求めに応じて関係者の派遣に努めます。

② 市民会議からの提言を、第7次総合計画へ反映するよう努めます。

③ 総合計画案の公表時に、提言の反映状況を市民に説明します。

(9) 提言書の作成と提出（要綱第9条）

市民会議は、議論の成果として、次の内容をまとめた「[提言書](#)」を作成し、市長に提出します。

- ① 第6次総合計画の検証結果
- ② 第7次総合計画の基本的な方向性
- ③ 目指すべきまちの姿
- ④ 重点的に取り組むべき施策
- ⑤ 成果指標の提案